

北海道青少年健全育成条例施行規則（抜粋）

（指定基準等）

第 1 条 知事は、北海道青少年健全育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号。以下「条例」という。）

第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 4 号、第 20 条第 1 項又は第 22 条第 1 項第 3 号の規定により、有害興行（条例第 15 条第 1 項の規定による指定により、青少年に観覧させることを禁止された興行をいう。以下同じ。）、有害図書類、有害がん具類、有害刃物又は有害広告物（以下「有害興行等」という。）として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 22 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 陰部を誇示した姿態
 - イ 自慰の姿態
 - ウ 排泄（せつ）の姿態
 - エ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 男女間の性交又は性交を連想させる行為
 - イ 強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為
 - ウ 男女間の愛撫（ぶ）の行為
 - エ 同性間の愛撫（ぶ）の行為
 - オ 変態性欲に基づく性行為